

名古屋市公報	令和 2年12月 2日 第80号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市市税条例施行細則及び名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則	(財政・税制課) (第121号)	5
○ 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第122号)	11
告 示		
○ 名古屋市地球温暖化対策指針の一部改正について	(環境・低炭素都市推進課) (第702号)	12
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第703号)	13
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課) (第704号)	16
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課) (第705号)	17
○ 指定特定相談支援事業等の廃止について	(健福・障害者支援課) (第706号)	19
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第707号)	20
○ 名古屋都市計画高度利用地区の変更	(住都・都市計画課) (第708号)	22
○ 名古屋都市計画第二種市街地再開発事業の変更	(住都・都市計画課) (第709号)	23
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課) (第710号)	24
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課) (第711号)	27
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第712号)	29
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課) (第713号)	32
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第714号)	33
○ 生活保護法による指定医療機関の休止	(健福・保護課) (第715号)	34
○ 生活保護法による施術機関の指定	(健福・保護課) (第716号)	35

会 計 管 理 者 達		
○ 名古屋市会計管理者事務代決規程の一部改正	(第2号)	36
農 業 委 員 会 規 程		
○ 名古屋市農業委員会総会部会会議規則の一部を改正する規程	(第2号)	37
○ 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部を改正する規程	(第3号)	38
○ 名古屋市農業委員会公印規程の一部を改正する規程	(第4号)	45
病 院 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市病院局職員の給与に関する規程の一部改正	(第22号)	47
雑 報		
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	53

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市市税条例施行細則及び名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則（第 121号）

1 改正内容

- (1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが講じられたことに伴い、様式を改正します。（名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号。以下「規則」といいます。）第28号様式から第28号様式の 2の 3まで及び第34号様式並びに名古屋市市税減免条例施行細則（平成20年名古屋市規則第83号。以下「減免規則」といいます。）第 1号様式関係）
- (2) 給与所得控除及び公的年金等控除の見直しが講じられ、所得金額調整控除が創設されたこと等に伴い、様式を改正します。（規則第28号様式の 2の 3及び第34号様式関係）
- (3) 雑所得を生ずべき小規模な業務を行う者の収入及び費用の帰属時期の特例が創設されたことに伴い、様式を改正します。（規則第34号様式関係）
- (4) 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がなされるまでの間における現所有者に対し、必要な事項を申告させることができる制度が創設されたことに伴い、申告書を整備します。（規則第33条及び第57号様式の 4関係）
- (5) 先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例が創設されたことに伴い、規定の整理を行います。（規則第18条関係）
- (6) その他様式を改正します。（規則第62号様式及び第62号様式の 3関係）

2 施行期日

- (1) 公布の日から施行します。（規則第18条、第62号様式及び第62号様式の 3関係）
- (2) 令和 2年12月 1日から施行します。（規則第33条及び第57号様式の 4関係）

- (3) 令和 3年 1月 1日から施行します。（規則第18条、第28号様式から第28号様式の 2の 3まで及び第34号様式並びに減免規則第 1号様式関係）

○ 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則（第 122号）

1 改正内容

- (1) 国又は地方公共団体が公益上必要と認めて表示し、又は設置する屋外広告物等について、届出の規定の適用を除外します。（第 5条の 2関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（第 9条の 2関係）

2 施行期日

令和 2年11月25日から施行します。

名古屋市市税条例施行細則及び名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年11月24日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 121 号

名古屋市市税条例施行細則及び名古屋市市税減免条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市市税条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第18条第 1 項中「若しくは第15条の 3」を「、第15条の 3 若しくは第62条」に改め、同条第 2 項中「第15条の 3 まで」の次に「若しくは第62条」を加える。

第33条第57号の 4 を次のように改める。

(57) の 4 固定資産現所有者申告書

第57号様式の 4

第28号様式から第28号様式の 2 の 2 までの規定中

「

寡婦・夫	特別寡婦
------	------

」を「

寡婦	ひとり親
----	------

」に改める。

第28号様式の2の3中

「

給与所得

」を「

給与所得（所得金額調整控除後）

」に、「

障・寡・勤

」を「

障・寡・ひ・勤

」に改

める。

第34号様式の表面中

「

障害者・未成年者 寡婦・寡夫（死別・離婚・生死不明・未帰還）

」を

「

障害者・未成年者 寡婦（死別・離婚・生死不明・未帰還）・ひとり親

」に、

「**5 給与所得者の特定支出控除**

特定支出金額の合計額	円
------------	---

」を
裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

「**5 給与所得者の特定支出控除**

特定支出金額の合計額	円
------------	---

6 所得金額調整控除に関する事項

氏名	生年月日	続柄	特別障害者に該当する場合
	・		級度

」に、
裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

「

公的年金等	
-------	--

」を

「

公的年金等	
業 務	

に、

」

「

雑	
---	--

を

」

「

雑	公的年金等	
	業 務	
	そ の 他	
	合 計	

に改め、同様式の裏面中「 6 」

」

を「 7 」に、「 7 」を「 8 」に、「 8 」を「 9 」に改める。

第57号様式の 4 を次のように改める。

第57号様式の 4



固定資産現所有者申告書							
(宛先) 名古屋市 市税事務所長		年 月 日					
申告者	住所 (所在地)	(電話番号)					
	氏 名 (名称)						
名古屋市市税条例第 条 の規定に基づき、下記のとおり現所有者を申告します。							
土 地	所 在 及 び 地 番						
家 屋	所 在 地						家 屋 番 号
固定資産課税台帳に登録されている所有者	死亡時の住 (居) 所						
	氏 名						
	生 年 月 日	年 月 日		死 亡 年 月 日	年 月 日		
現 所 有 者	住 (居) 所 (所在地)	(電話番号)					
	フリガナ						
	氏 名 (名称)	☐ 送達先	生 年 月 日	年 月 日	固定資産課税台帳に登録されている所有者との続柄		
	住 (居) 所 (所在地)	(電話番号)					
	フリガナ						
	氏 名 (名称)	☐ 送達先	生 年 月 日	年 月 日	固定資産課税台帳に登録されている所有者との続柄		
	住 (居) 所 (所在地)	(電話番号)					
	フリガナ						
	氏 名 (名称)	☐ 送達先	生 年 月 日	年 月 日	固定資産課税台帳に登録されている所有者との続柄		
	住 (居) 所 (所在地)	(電話番号)					
	フリガナ						
	氏 名 (名称)	☐ 送達先	生 年 月 日	年 月 日	固定資産課税台帳に登録されている所有者との続柄		
備 考							
添 付 書 類	☐ 現所有者が法定相続人であることを証する戸籍の謄本又は抄本						
	☐ 登記官が交付する法定相続情報一覧図の写し						
	☐ 遺言書の写し						
	☐ 遺産分割協議書の写し及び法定相続人全員の印鑑登録証明書の写し						
	☐ 遺産分割に係る調停調書又は審判書の謄本						
	☐ 売買契約書の写し等						

(注) 該当する□にレ印をつけてください。

【備考】 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第62号様式中

「
□ 建設住宅性能評価書の写し」を
」

「
□ 建設住宅性能評価書の写し
□ 耐震改修工事完了年月日を確認できる書類」に改める。
」

第62号様式の3中「名古屋市障害者住宅改造補助金支給決定通知書」を「
障害者住宅改造補助金支給決定通知書」に、

「
□ 増改築等工事証明書の写し」を
」

「
□ 増改築等工事証明書の写し
□ バリアフリー改修工事完了年月日を確認できる書類」に
」

改める。

第2条 名古屋州市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第18条第1項及び第2項中「第62条」を「第64条」に改める。

(名古屋州市税減免条例施行細則の一部改正)

第3条 名古屋州市税減免条例施行細則（平成20年名古屋市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の表面中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

附 則

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中名古屋州市税条例施行細則第18条、第62号様式及び第62号様式の3の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日

(2) 第1条中名古屋州市税条例施行細則第33条第57号の4及び第57号様式の4の改正規定 令和2年12月1日

- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例施行細則（以下「新規則」という。）第28号様式から第28号様式の2の3まで及び第34号様式並びに第3条の規定による改正後の名古屋市市税減免条例施行細則（以下「新減免規則」という。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に現に第1条の規定による改正前の名古屋市市税条例施行細則及び第3条の規定による改正前の名古屋市市税減免条例施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則及び新減免規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年11月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 122 号

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市屋外広告物条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中「第 7 条第 1 項第 1 号」の次に「、第 1 号の 2」を加える。

第 9 条の 2 第 2 号中「第48条の23第 1 項」を「第48条の46第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 2 年11月25日から施行する。

名古屋市告示第702号

名古屋市地球温暖化対策指針の一部改正について

名古屋市地球温暖化対策指針（平成24年名古屋市告示第184号）の一部を次のように改正します。

令和2年11月25日

名古屋市長 河村 たかし

第10を削る。

指針第3号様式から指針第5号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

この指針は、令和2年12月1日から施行する。

名古屋市環境局環境企画部低炭素都市推進課

名古屋市告示第 703号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年11月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社花大和 名古屋市中区上前 津一丁目 7番 2号	アイビス太閤 名古屋市中村区中 島町 3丁目44番地	就労継続支援 B型	2310101528	令和 2年 11月 1日
株式会社C l u b A u d l e y 名古屋市中村区竹 橋町19番 1号	エイチームズ 名古屋市中村区竹 橋町19番 1号	就労継続支援 A型	2310101536	令和 2年 11月 1日
株式会社S U N S 名古屋市中区新栄 三丁目12番 9号	障がい者グループ ホームS U N S 名古屋市中村区八 社一丁目 133番地	短期入所	2310101544	令和 2年 11月 1日
		共同生活援助	2320100239	令和 2年 11月 1日
合同会社F & i 愛知県海部郡大治 町大字堀之内字中 切 647番地の 4	ケアハウスにじい ろ 名古屋市中村区一 番一丁目20番24号	生活介護	2311100651	令和 2年 11月 1日

株式会社m a s t o c a r e 名古屋市中川区野 田三丁目 223番地 の 3	訪問介護マスト 名古屋市中川区野 田三丁目 223番地 の 3	居宅介護 重度訪問介護	2311301671	令和 2年 11月 1日
合同会社U n i t e U 名古屋市中川区豊田 三丁目 7番10号	訪問介護事業所U a c t 名古屋市中川区高 畑三丁目 142番地	居宅介護 重度訪問介護	2311301689	令和 2年 11月 1日
株式会社AMY 名古屋市中川区高 畑三丁目40番地	ヘルパーステーシ ョンみやび 名古屋市中川区高 畑三丁目40番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311301697	令和 2年 11月 1日
一般社団法人障が い者みらい創造セ ンター 名古屋市中川区松池 町 1丁目19番地	みらせんステイ牛 巻 名古屋市中川区大 喜新町 3丁目30番 地	短期入所	2311400697	令和 2年 11月 1日
株式会社エルト 名古屋市中川区宮 根台二丁目14番32 号	エルトケアセンタ ー 名古屋市中川区宮 根台二丁目14番32 号	居宅介護 重度訪問介護	2317101208	令和 2年 11月 1日
合同会社G E N K I - D O 名古屋市中川区喜惣 治一丁目80番地	元気堂ヘルパース テーション 名古屋市中川区喜惣 治一丁目80番地	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	2317301659	令和 2年 11月 1日
株式会社ハートリ フォーレ 名古屋市中川区日	就労支援事業所 J O B F i N D 名古屋市中川区大	就労定着支援	2317601702	令和 2年 11月 1日

の後1105番地の 2	字下志段味字北荒 田2353番地の 2			
株式会社Thin k L i f e 愛知県尾張旭市西 山町二丁目 7番 1 号	メディカルヘルパ ー守山 名古屋市守山区白 沢町 189番地	居宅介護 重度訪問介護	2317601868	令和 2年 11月 1日
株式会社ピース 名古屋市中川区打 中一丁目 139番地	ピースケアステー ション守山 名古屋市守山区野 萩町 5番 3号	居宅介護 重度訪問介護	2317601876	令和 2年 11月 1日
株式会社ジョイフ ルハーツ 名古屋市守山区四 軒家一丁目 331番 地	リボンハウス 名古屋市名東区高 社一丁目16番地	共同生活援助	2328000134	令和 2年 11月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 704号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年11月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社ハートリ フォーレ 名古屋市守山区日 の後1105番地の 2	相談支援事業所心 愛 名古屋市守山区大 字下志段味字北荒 田2353番地の 2	一般相談支援 特定相談支援	2337600288	令和 2年 11月 1日
		障害児相談支 援	2377600289	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 705号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年11月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社東洋ケア プランニング 名古屋市中村区大 秋町 2丁目35番地	ビックママ訪問介 護サービス大秋 名古屋市中村区大 秋町 2丁目35番地	居宅介護 重度訪問介護	2310100157	令和 2年 10月31日
ユーススタイルラボ ラトリー株式会社 東京都中野区中央 一丁目35番 6号	土屋訪問介護事業 所なごや 名古屋市中区丸の 内二丁目17番30号	居宅介護 重度訪問介護	2316100896	令和 2年 10月31日
株式会社ウィング 名古屋市西区牛島 町 2番10号	ぶるーすかい 名古屋市北区川中 町 6番36号	短期入所	2317301444	令和 2年 10月31日
株式会社ニチイ学 館 東京都千代田区神 田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンタ ー守山 名古屋市守山区森 孝三丁目1010番地	同行援護	2318000367	令和 2年 10月31日

番地	の 1			
株式会社まほろば 名古屋市名東区社 が丘四丁目 711番 地	訪問介護柔 名古屋市名東区社 が丘四丁目 711番 地	居宅介護 重度訪問介護	2318001092	令和 2年 10月31日
株式会社ありす 愛知県東海市高横 須賀町二丁目36番 地	ありす緑訪問介護 ステーション 名古屋市緑区潮見 が丘三丁目14番地	居宅介護 重度訪問介護	2318500960	令和 2年 10月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 706号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年11月25日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
社会福祉法人みな と福社会 名古屋市港区入場 一丁目 114番地の 1	相談支援事業所わ 一くす昭和橋 名古屋市中川区福 船町 4丁目 1番地	特定相談支援	2331300059	令和 2年 10月22日
		障害児相談支 援	2371300019	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 707号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 2年11月26日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 2年 4月14日 2指令住開指第11号	名古屋市中川区富永三 丁目 261番 1	名古屋市中川区戸田五丁 目1911番地の 1マイラ戸 田 101号 安井克弥
令和 2年 3月 2日 31指令住開指第 243号	名古屋市守山区竜泉寺 二丁目1217番	愛知県弥富市前ヶ須町東 勘助 108番地 1やとみロ イヤルハイツ 4C 柴田 淳
令和 2年 3月 4日 31指令住開指第 249号	名古屋市守山区野萩町 501番外 1筆	名古屋市守山区喜多山一 丁目 4番30号 宇佐美和彦 名古屋市守山区喜多山一 丁目 4番30号 宇佐美直也

令和 2年 2月28日 31指令住開指第 242号	名古屋市名東区西里町 5丁目31番 1外 4筆	名古屋市中区丸の内二丁 目12番 8号 株式会社菊和 代表取締役 菊池 大
------------------------------	----------------------------	--

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 708号

名古屋都市計画高度利用地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画高度利用地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年11月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度利用地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 709号

名古屋都市計画第二種市街地再開発事業の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画第二種市街地再開発事業を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 2年11月26日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画第二種市街地再開発事業 鳴海駅前第二種市街地再開発事業

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市緑区鳴海町の一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 710号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 2年11月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
春岡通クリニック	名古屋市千種区春岡通 5丁目15番地	令和 2年11月 1日
西野医院	名古屋市東区百人町82番地	令和 2年 5月16日
平安通クリニック	名古屋市北区平安二丁目 1番14号	令和 2年10月 1日
あいち栄クリニッ ク	名古屋市中区栄三丁目31番18号	令和 2年10月 1日
アイケア名古屋	名古屋市中区金山一丁目15番10号	令和 2年11月 1日

渋谷医院	名古屋市瑞穂区柏木町 2丁目29番地	令和 2年10月 1日
つるた医院	名古屋市南区中江二丁目10番22号	令和 2年11月 1日
もりやまこどもと アレルギークリニ ック	名古屋市守山区幸心三丁目1507番地 の 2	令和 2年10月 1日
おおだかこどもと アレルギーのクリ ニック	名古屋市緑区大高町字下塩田37番地	令和 2年10月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
福澤歯科	名古屋市名東区平和が丘四丁目 271 番地	令和 2年 8月22日
植田歯科医院	名古屋市天白区植田三丁目1405番地	令和 2年10月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
みどり調剤薬局春 岡通店	名古屋市千種区春岡通 5丁目15番地	令和 2年10月 1日
スギ薬局今池東店	名古屋市千種区今池五丁目 8番20号	令和 2年11月 1日
スギ薬局在宅調剤 センター車道店	名古屋市東区葵二丁目14番11号	令和 2年11月 1日

すばる調剤薬局	名古屋市西区市場木町 157番地	令和 2年10月 1日
スギ薬局中小田井店	名古屋市西区中小田井二丁目 3番地の 1	令和 2年11月 1日
スギ薬局ビーノ栄店	名古屋市中区錦三丁目24番17号	令和 2年11月 1日
みんなの薬局守山	名古屋市守山区鳥羽見二丁目12番 8号	令和 2年10月 1日
よつば薬局ほら貝店	名古屋市緑区ほら貝三丁目 105番地	令和 2年10月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
泉訪問看護ステーション	名古屋市中区新栄一丁目 5番18号	令和 2年10月 1日
リハビリ訪問看護ステーションはなのき藤が丘	名古屋市名東区藤が丘 128番地	令和 2年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 711号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年11月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	医療法人西村耳鼻咽喉科
	新	西村耳鼻咽喉科・皮ふ科
所 在 地	旧	名古屋市西区南川町 292番地
	新	名古屋市西区南川町 293番地
変 更 年 月 日	令和 2年11月 1日	

医 療 機 関 名	大高はなえみクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市緑区大高台三丁目 805番地
	新	名古屋市緑区大高町字一色山34番地の 1
変 更 年 月 日	令和 2年10月 1日	

2 薬局

医 療 機 関 名	旧	はるか薬局
	新	はるか薬局いりなか
所 在 地	旧	名古屋市昭和区山里町66番地の 2
	新	名古屋市昭和区滝川町32番地
変 更 年 月 日	令和 2年10月 1日	

3 訪問看護

医 療 機 関 名	訪問看護クレド	
所 在 地	旧	名古屋市天白区鴻の巣二丁目 115番地
	新	名古屋市天白区鴻の巣一丁目1807番地
変 更 年 月 日	令和 2年 9月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 712号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年11月27日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人井上耳鼻 咽喉科医院	名古屋市北区元志賀町 2丁目 123番 地	令和 2年 9月30日
医療法人アイケア 名古屋	名古屋市中村区名駅三丁目13番 5号	令和 2年10月15日
あいち栄クリニッ ク	名古屋市中区栄三丁目31番18号	令和 2年10月 1日
渋谷医院	名古屋市瑞穂区大喜新町 1丁目 4番 地	令和 2年10月 1日
麒麟診療所	名古屋市中川区中野本町 1丁目 1番 地	令和 2年 9月14日

つるた小児科	名古屋市緑区大高町字下塩田37番地	令和 2年10月 1日
--------	-------------------	-------------

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
デンタルアリス	名古屋市千種区井上町 113番地	令和 2年10月 7日
福澤歯科	名古屋市名東区平和が丘四丁目 271番地	令和 2年 8月22日
今泉歯科医院	名古屋市天白区山根町 137番地	令和 2年 8月24日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
すばる調剤薬局	名古屋市西区市場木町 157番地	令和 2年10月 1日
あんず薬局昭和	名古屋市昭和区滝川町32番地	令和 2年10月 1日
なの花薬局名古屋 鶴田店	名古屋市南区鶴田一丁目 6番 5号	令和 2年10月 1日
薬局サンリバー	名古屋市守山区鳥羽見二丁目12番 8号	令和 2年10月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
-----------	-------	-----------

泉訪問看護ステーション	名古屋市中区新栄一丁目 5番18号	令和 2年10月 1日
-------------	-------------------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 713号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年11月27日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ささくら整形と手のクリニック	名古屋市瑞穂区彌富町字緑ヶ岡14番地の 1	令和 2年10月 1日

2 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
日比野調剤薬局	名古屋市熱田区比々野町72番地	令和 2年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 714号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年11月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人小池内科	名古屋市瑞穂区姫宮町 2丁目11番地	令和 2年12月16日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 715号

生活保護法による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 2年11月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
てらもと歯科医院	名古屋市東区芳野一丁目16番 5号	令和 2年10月 6日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 716号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年11月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
まごころマッサー ジ治療院名古屋北	名古屋市北区山田一丁目13番25号	令和 2年10月 1日
清水 彦在		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
まごころマッサー ジ治療院名古屋北	名古屋市北区山田一丁目13番25号	令和 2年10月 1日
清水 彦在		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市会計管理者達第 2号

会 計 室

名古屋市会計管理者事務代決規程（平成27年会計管理者達第 1号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 11 月 27 日

名古屋市会計管理者 岩間 千晃

第 5 条中「別表第 13 号、第 14 号及び第 19 号」を「別表第 12 号、第 13 号及び第 18 号」に改める。

別表第 1号中「任命、更迭の通知等」を「任命及び更迭の通知」に改め、同表中第 2号を削り、第 3号を第 2号とし、第 4号から第24号までを 1号ずつ繰り上げ、同表第25号中「第20号」を「第19号」に改め、同号を同表第24号とし、同表第26号から第47号までを 1号ずつ繰り上げる。

附 則

この達は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

名古屋市農業委員会総会部会会議規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 2年11月26日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

名古屋市農業委員会規程第 2号

名古屋市農業委員会総会部会会議規則の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会総会会議規則（平成11年 9月21日施行）の一部を次のように改正する。

第17条第 2項を次のように改める。

- 2 議事録には、議長及び総会において定めた 2人以上の出席農業委員が署名しなければならない。

附 則

この規程は、令和 2年12月 1日から施行する。

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部を
改正する規程をここに公布する。

令和 2年11月26日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

名古屋市農業委員会規程第 3号

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規
程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程（平成28
年名古屋市農業委員会規程第 6号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式を次のように改める。

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員 推薦申込書（個人用）

1 被推薦者（推薦を受ける者）

記入日 令和 年 月 日

ふりがな							
氏名							
住所	〒						
職業	☐ 農業 ☐ 農業以外（具体的に： ）						
年齢	生年月日 昭・平 年 月 日生（ 歳）（記入日時点）	性別	男 ・ 女				
電話番号	（ ） -						
最終学歴	昭和・平成・令和 年 月 卒 (学校名) (大学・短大は学部まで記入してください)						
農業を始めた時期	昭和・平成・令和 年 月 頃 (農業以外の方は記入不要です。)						
経歴	年 月 日	職名、役職名等					
農業経営の状況	営農類型 該当するものに○をし、()内に具体的な作目を記入してください。 (複数選択可)	☐ 水稻	☐ 露地野菜	☐ 施設野菜	☐ 果樹	☐ 花き	☐ その他
	耕作面積	主要な作目 () アール					
推薦する区域 (複数選択可)	☐ 第1区（千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区及び天白区の区域） ☐ 第2区（東区、北区、西区、中村区、中区及び守山区の区域） ☐ 第3区（熱田区及び中川区の区域） ☐ 第4区（港区の区域）						

2 推薦者

ふりがな			
氏名			
住所	〒		
職業	☐ 農業 ☐ 農業以外（具体的に：		
年齢	生年月日 昭・平 年 月 日生（ 歳）（記入日時点）	性別	男 ・ 女
電話番号	（ ） —		
経歴	年 月 日	職名、役職名等	
推薦する理由			
前記1の者について、名古屋市農業委員会農業委員に推薦しているか否か		☐ 推薦している ☐ 推薦していない	
名古屋市農業委員会会長様 私は、前記1の者を名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員として推薦します。 令和 年 月 日 氏名 (自署)			

3 被推薦者（推薦を受ける者）の同意

名古屋市農業委員会会長様 私は、名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の推薦を受けることに同意します。 令和 年 月 日 氏名 (自署)

添付書類：①被推薦者（推薦を受ける者）の住民票（発行後3ヶ月以内のもの）

第 2 号様式を次のように改める。

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員 推薦申込書（団体用）

1 被推薦者（推薦を受ける者）		記入日 令和 年 月 日	
ふりがな			
氏名			
住所	〒		
職業	☐ 農業 ☐ 農業以外（具体的に： ）		
年齢	生年月日 昭・平 年 月 日生（ 歳）（記入日時点）	性別	男 ・ 女
電話番号	（ ） —		
最終学歴	昭和・平成・令和 年 月 卒 (学校名) (大学・短大は学部まで記入してください)		
農業を始めた時期	昭和・平成・令和 年 月 頃 (農業以外の方は記入不要です。)		
経歴	年 月 日	職名、役職名等	
農業経営の状況	営農類型 該当するものに○をし、()内に具体的な作目を記入してください。 (複数選択可)	☐ 水稲 ☐ 露地野菜 ☐ 施設野菜 ☐ 果樹 ☐ 花き ☐ その他	主要な作目 ()
	耕作面積	アール	
推薦する区域 (複数選択可)	☐ 第1区（千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区及び天白区の区域） ☐ 第2区（東区、北区、西区、中村区、中区及び守山区の区域） ☐ 第3区（熱田区及び中川区の区域） ☐ 第4区（港区の区域）		

2 推薦者

ふりがな			
組織の名称			
ふりがな			
代表者又は 管理人の氏名			
主たる事務所の 所在地	〒		
電話番号	() -		
活動の主たる 目的			
活動の主たる 場所			
構成員	人数	うち農業者数	うち市内農業者数
	人	人	人
	構成員の資格、要件等		
推薦する理由			
前記1の者について、名古屋市農業委員会農業委員に推薦しているか否か		☐ 推薦している ☐ 推薦していない	
名古屋市農業委員会会長様 私は、前記1の者を名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員として推薦します。 令和 年 月 日 組織名 代表者氏名			

3 被推薦者（推薦を受ける者）の同意

名古屋市農業委員会会長様 私は、名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の推薦を受けることに同意します。 令和 年 月 日 氏名 （自署）
--

添付書類：①被推薦者（推薦を受ける者）の住民票（発行後3ヶ月以内のもの）

第 3 号様式を次のように改める。

名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員 応募申込書

記入日 令和 年 月 日

ふりがな					
氏名					
住所	〒				
職業	☐ 農業 ☐ 農業以外（具体的に： ）				
年齢	生年月日	昭・平	年	月	日生（ 歳）（記入日時点）
電話番号	（ ） —				
最終学歴	昭和・平成・令和 年 月 卒 (学校名) (大学・短大は学部まで記入してください)				
農業を始めた時期	昭和・平成・令和 年 月 頃 (農業以外の方は記入不要です。)				
経歴	年 月 日		職名、役職名等		
農業経営の状況	営農類型 該当するものに○をし、()内に具体的な作目を記入してください。 (複数選択可)		水稲 露地野菜 施設野菜 果樹 花き その他		
	耕作面積		アール		
応募する区域 (複数選択可)	☐ 第1区（千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区及び天白区の区域） ☐ 第2区（東区、北区、西区、中村区、中区及び守山区の区域） ☐ 第3区（熱田区及び中川区の区域） ☐ 第4区（港区の区域）				
名古屋市農業委員会農業委員に応募しているか否か			☐ 応募している ☐ 応募していない		

応募理由	
抱負	
名古屋市農業委員会会長様 私は、名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員に応募します。 令和 年 月 日 氏名 (自署)	

添付書類：①応募者の住民票（発行後３ヶ月以内のもの）

附 則

この規程は、令和 2年12月 1日から施行する。

名古屋市農業委員会公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 2年11月26日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

名古屋市農業委員会規程第 4号

名古屋市農業委員会公印規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会公印規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第 7号）の
一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

公 印 使 用 記 録 簿

年 月 日	公 印 名	件 名	公 印 使 用 数	所 属 課 名	起 案 者 名

附 則

この規程は、令和 2年12月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第22号

名古屋市病院局職員の給与に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

令和 2年11月24日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 3条第 4項中「 5級」を「 4級」に改める。

第 4条第11項中「10分の 8」を「当該再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数」に改める。

第12条第 3項を第 4項とし、同条第 2項中「前項第 1号及び第 3号から第 6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「扶養親族たる配偶者、父母等」に改め、「 6,500円」の次に「（企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 8級であるもの及び同給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして局長が定めるもの（以下「 8級職員等」という。））にあつては、 3,500円）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第 3項とし、同条第 1項中「条例第 4条に規定する」を「前項の」に改め、同項を同条第 2項とし、同条に第 1項として次の 1項を加える。

扶養手当は、扶養親族のある全ての職員に対して支給する。ただし、次項第 1号及び第 3号から第 6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 9級であるもの及び同給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして局長が定めるもの（以下「 9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第13条第 1項各号列記以外の部分中「扶養親族」の次に「（ 9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を、「ある場合」の次に、「、 9級職員等から 9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合」を加え、同項第 1号中「場合」の次に「（ 9級職員等に扶養親族たる

配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第 2 号中「前条第 1 項第 3 号又は」を「前条第 2 項第 3 号若しくは」に改め、「至った場合」の次に「及び 9 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加える。

第14条の見出し中「認定」の次に「等」を加え、同条第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 第12条第 1 項の「局長が定めるもの」は、企業職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるものとする。

3 第12条第 3 項の「局長が定めるもの」は、次に掲げる職員とする。

(1) 企業職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級であるもの

(2) 企業職給料表(4)又は企業職給料表(5)の適用を受ける職員で職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）別表第 2 段階別職位表（以下「段階別職位表」という。）に掲げる部長段階の職にあるものの

第15条第 1 項中「に扶養親族」の次に「（ 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を、「なった日」の次に「、 9 級職員等から 9 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第13条第 1 項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級職員等以外の職員となった日」を加え、「第13条第 1 項」を「同項」に、「受けている」を「支給されている」に改め、「退職等した日」の次に「、 9 級職員等以外の職員から 9 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級職員等となった日」を、「の扶養親族」の次に「（ 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、同条第 2 項中「これを受けている職員にさらに第13条第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの事実」を「そ

の事実」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を支給されている職員に更に第13条第 1項第 1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を支給されている職員の扶養親族（ 9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第13条第 1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第13条第 1項の規定による届出に係るものがある 9級職員等が 9級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第13条第 1項の規定による届出に係るものがある 8級職員等が 8級職員等及び 9級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第13条第 1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で 9級職員等以外のものが 9級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第13条第 1項の規定による届出に係るものがある職員で 8級職員等及び 9級職員等以外のものが 8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第13条第 1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第15条第 3項中「扶養手当を受けている職員にさらに第13条第 1項第 1号」を「前項第 1号又は第 3号」に改める。

第23条第 3項中「第 3条第 3項」を「第 3条第 4項」に改める。

第45条第 5項中「地方公務員法」を「地公法」に、「 127時間」を「 126時間」に改める。

第50条中「まで」の次に「、第12条から第16条まで、第18条及び第20条」を加える。

附則第 2項に見出しとして「（初任給調整手当の額の加算）」を加える。

附則第 4項中「地方公務員法（昭和25年法律第 261号）」を「地公法」に、「 119時間」を「 114時間」に改め、附則第 5項の次に次の 4項を加える。

6 第 2条第 7項に規定する別に定めるもの及びその他の職務であつて詳細を

定める必要のあるもの（再任用短時間勤務職員についてのものに限る。）は、同条第 1 項第 2 号に定める給料表及び職務の級に対応する別表第 8 に定める職の職務とする。

7 第 3 条第 4 項の「局長が指定する職にある者」は、次に掲げる職員とする。

(1) 定年による退職（地公法第 28 条の 2 第 1 項の規定による退職をいう。以下同じ。）時において段階別職位表に掲げる部長段階の職以上にある者

(2) 定年による退職時において段階別職位表に掲げる課長段階の職にある者（知識技術指導員の設置（2 病総第 90 号）第 1 条の規定の適用を受ける者（以下「知識技術指導員」という。）に限る。）

（再任用職員の給料月額の特例）

8 再任用職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の給料月額は、第 2 条から第 4 条まで及び別表第 6 の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定の適用により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この条例に規定する手当の額の算定の基礎となる給料月額及び 1 時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料月額（第 46 条及び第 47 条の規定により減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。）は、第 2 条から第 4 条まで及び別表第 6 の規定により定められる額とする。

(1) 再任用職員でその職務の級が 9 級であるもの 1,000 分の 304

(2) 再任用職員でその職務の級が 8 級であるもの 1,000 分の 186

(3) 再任用職員でその職務の級が 7 級であるもの 1,000 分の 121

（給料月額の特例）

9 職員のうち、第 45 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額が当該職員に適用される最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金の額に達しない者の給料月額は、当分の間、第 2 条から第 4 条までの規定にかかわらず、局長が定める額とする。

別表に次の 1 表を加える。

別表第 8

3 級	再任用短時間勤務職員のうち、定年による退職時において段階
-----	------------------------------

	別職位表に掲げる係長段階の職以下にある者（知識技術指導員を除く。）
4級	1 再任用短時間勤務職員のうち、定年による退職時において段階別職位表に掲げる課長段階の職以上にある者 2 知識技術指導員

附 則

- この規程は、発布の日から施行し、令和 2年 4月 1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 適用日から令和 3年 3月31日までの間は、改正後の第12条第 1項ただし書並びに第15条第 2項第 3号及び第 5号の規定は適用せず、改正後の第12条第 3項、第13条第 1項及び第15条の規定の適用については、第12条第 3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1号及び第 3号から第 6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が 8級」とあるのは「が 8级以上」と、「8級職員等」とあるのは「8级以上職員等」と、「前項第 2号」とあるのは「同項第 2号」と、第13条第 1項中「扶養親族（9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級職員等から 9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1号中「場合（9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2号中「場合及び 9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第15条第 1項中「扶養親族（9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員等から 9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第13条第 1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第13条第 1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職等した日、9級職員等以外の職員から 9級職員等となった職員に扶養親

族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9級職員等となった日」とあるのは「退職等した日」と、第15条第 2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1号、第 2号、第 4号、第 6号又は第 7号」と、同項第 2号中「扶養親族（ 9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4号中「 8級職員等が 8級職員等及び 9級職員等」とあるのは「 8級以上職員等が 8級以上職員等」と、同項第 6号中「 8級職員等及び 9級職員等」とあるのは「 8級以上職員等」と、「が 8級職員等」とあるのは「が 8級以上職員等」と、同条第 3項中「第 1号又は第 3号」とあるのは「第 1号」とする。

- 3 適用日の前日現に名古屋市病院局会計年度任用職員就業規程（令和 2年名古屋市病院局管理規程第19号）により廃止される前の名古屋市病院局に勤務する嘱託員就業規程（平成22年 3月31日病院局長決裁）別表第 1の規定の適用を受ける者のうち、適用日に再任用短時間勤務職員として採用される者（定年等による退職（地公法第28条の 2第 1項の規定による退職若しくは同法第28条の 3の規定により勤務した後の退職又は定年退職日以前に退職した者のうち25年以上勤続して退職した者の当該退職をいう。）時において段階別職位表に掲げる係長段階以下の職にあつた者で採用後同一の職務を行うものに限る。）に対する改正後の給与規程別表第 8の 4級の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

4級	1 適用日の前日における職が、助産師（病棟）、看護師（病棟）、薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床研究コーディネーター、保健師、建築技師又は安全指導であつた者 2 適用日の前日における職が、地域医療連携、医療安全管理、衛生相談員、がん相談員又は電気技師であつた者
----	---

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 2 年11月27日懲戒処分に付した。

令和 2 年11月27日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び職名称	処分の内容	処 分 理 由
子ども青少年局 会計年度保育所ローテーション勤務対応保育士	戒告	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号